

計画書

西三河都市計画地区計画の決定（幸田町決定）

都市計画岩堀地区計画を次のように決定する。

名 称		岩堀地区計画
位 置		幸田町大字菱池字蔵前、字前田、字銘鍛冶及び字山ノ郷の各一部
面 積		約 6.3ha
地区計画の目標		<p>本地区は、土地区画整理事業により、総合的な土地基盤整備を進め、居住環境に配慮した快適で良好な市街地を形成する地区である。</p> <p>そこで、当地区計画を定めることにより、建築物の適正な誘導を進め、土地区画整理事業の効果の維持を図りつつ、良好な住居系市街地を形成することを目標とする。</p>
区域の整備開発及び保全の方針	土地利用の方針	<p>本地区の土地利用は、周辺の居住環境と調和し、かつ近隣住民の利便性を向上させるため、住居系地域における建築物等の適正な立地誘導を図ることで、健全かつ利便性の高い住宅地の形成を図るものとする。</p>
	建築物等の整備方針	<p>当地区計画の区域は、主に中高層住宅をはじめとした住宅や店舗等が調和した良好な居住環境の形成を目指すものとしており、建築物等の用途の制限及び建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限により、良好な市街地環境に影響を与えるような建築物等の立地を制限するものとする。</p>

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1.建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第 2（に）項第二号から第七号に掲げるもの
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物の屋根、外壁、その他外から望見される部分の色彩は、周辺の環境と調和した落ち着いたものとする。ただし、建築物の屋根、外壁、その他外から望見される各面の概ね 1 割に限っては、この限りでない。

「区域は計画図表示のとおり」

理由

土地地区画整理事業の効果の維持を図りつつ、良好な住居系市街地を形成するため、地区計画を策定する。